

2. デイサービスセンターごごしま

重要事項説明書

1. 通所介護・介護予防型通所サービスの目的と運営方針

【目的】

利用者が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的としています。

【運営方針】

事業所は、サービスを提供するにあたり、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努め、利用者が安心した生活を送れるような介護を目指します。

2. 施設の概要

(1) 施設の名称等

法人名	社会福祉法人 ^{恩賜} _{財団} 済生会
施設名	済生会松山老人保健施設にぎたつ苑
事業所名称	デイサービスセンターごごしま
開設年月日	平成12年4月1日
所在地	愛媛県松山市泊町618-4
電話番号	089-961-5800
介護保険事業所番号	3870101676
管理者名	西原勇平
通常の事業の実施地域	興居島

(2) 事業所の従業者体制

職 種	員数	業務内容
管理者	1名 (兼務)	事業所・従業者の管理、計画作成
生活相談員	2名以上 (兼務)	利用者の生活の向上を図るための適切な相談、援助を行う。
看護職員	3名以上 (兼務)	利用者の看護、健康管理維持。利用者の日常生活に対する保健衛生指導。ケアプランの検討と実施。
介護職員	8名以上 (兼務)	利用者の日常生活の介護、支援。ケアプランの検討と実施。
機能訓練指導員	1名以上 (兼務)	利用者の日常生活を営むのに必要な能力の減退を防止するための訓練を行う。

(3) 利用定員 30名

(4) 利用日及び利用時間帯

利 用 日	月・火・木・金・土（日曜日、水曜日、1月1日～3日は休み）
営 業 時 間	月・火・木・金・土 8時30分～17時00分
サービス提供時間	月・火・木・金・土 9時30分～15時30分 (利用者のご希望により延長サービスも応じることが出来ます。)
送 迎 時 間	月・火・木・金・土 (朝) 8時30分～9時30分 月・火・木・金・土 (夕) 15時30分～16時30分

3. サービス内容

- (1) 送迎
- (2) 通所介護計画・介護予防型通所サービス計画の立案
- (3) 日常生活における健康維持・管理（服薬など）
- (4) 日常生活における介護や支援
 - ①食事（身体機能、病状別に提供。栄養改善等）
 - ②口腔ケア（口腔機能向上等）
 - ③入浴（身体機能によって、一般浴・機械浴に分けて実施）
 - ④排泄
 - ⑤環境整備
- (5) レクリエーション
- (6) 機能訓練
利用者の日常生活を営むのに必要な能力の減退を防止するための機能訓練
（個別機能訓練加算等）
- (7) 安全管理体制（事故防止対策）
- (8) 感染防止対策（食中毒、インフルエンザ等）
- (9) 身体拘束廃止の取り組み
- (10) じょく創の対策
- (11) 衛生管理
- (12) 相談苦情対応
- (13) 居宅支援事業者・介護予防支援事業者との連携
- (14) 他施設、医療機関との連携
* これらのサービスの中には、基本料金とは別に利用料金をいただくもの
もありますので、ご相談下さい。

4. 料金・支払い

- (1) 基本料金（介護保険料負担金）・加算料金
- (2) 食費（食材料費・調理費）
- (3) その他
別途資料の利用料金表をご覧ください
- (4) 支払い方法
原則的に金融機関の自動引き落としとなります

5. 留意事項

(1) 利用中の面会

家族の承諾が必要になります。

(2) 利用の中止、変更、追加

利用者のご都合により、サービスの利用を中止又は変更もしくは新たなサービスの追加をすることができます。

この場合は、サービス実施の前日までに必ず担当ケアマネージャーか当事業所に申し出てください。申し出なく利用された場合には、別途サービス利用料金をご負担していただく場合があります。

(3) 利用予定日に欠席される場合

利用予定日に欠席される時は、当日 9 時 00 までにご連絡下さい。

上記時間までに、ご連絡がなくお休みされても食事代はお支払いただくこととなります。

(4) 外出 管理者の許可が必要です。

(5) 飲酒 管理者の許可が必要です。

(6) 喫煙 管理者の許可が必要です。

(7) 火気の取り扱い

火気の持ち込みは原則禁止です

(8) 設備・備品

故意に器物の及び備品を破損したり、許可なくして事業所外に持ち出したりしないでください。

(9) 所持品の持ち込み

最低限度必要なものをご準備下さい。なお、所持品にはすべて記名してください。

(10) 金銭・貴重品の管理

持ち込みは自粛してください。やむを得ない場合は保管庫にてお預かりさせていただきます。紛失に関しては、当事業所は一切責任を負いません。

(11) 利用時間中の医療機関の受診

利用時間中の医療機関での受診は原則できません。緊急を要する場合は、速やかに事業所までご連絡下さい。

(12) 事故発生時の対応

事業所のサービス提供により事故が発生した場合には、速やかに当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、市町村、関係事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、サービス提供中に事故が発生し、管理責任が事業所に有る場合には損害賠償を速やかに行います。事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をします。

(13) 緊急時の対応

看護職員の判断により受診が必要と認める場合は家族に連絡し同意の上、協力医療機関、かかりつけ医、又は救急病院に診療を依頼する場合があります。

(14) ペットの持ち込み 原則禁止です。

6. 非常災害対策

- (1) 消火、通報及び避難訓練、年2回以上実施します。
- (2) 消防用設備、事業所等の点検及び整備を実施します。
- (3) 従業員の火気の使用または取り扱いに関する監督をします。
- (4) その他防火管理上必要な業務をします。

7. 禁止事項

事業所では、利用者に対しての「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

8. 苦情に関して

提供されたサービスに苦情がある場合には、いつでも苦情を申し立てることができます。

問い合わせ先：

デイサービスセンターごごしま（代表 089-961-5800）

他機関は、

松山市指導監査課（089-948-6968） 平日：8:30～17:15

愛媛県国民健康保険団体連合会（089-968-8800）

平日：8:30～17:15（介護予防型通所サービスを除く。）

愛媛県福祉サービス運営適正化委員会（089-998-3477）

平日：9:00～12:00、13:00～16:30

事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申し立て又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。また、利用者が苦情申し立て等を行ったことを理由として何らかの不利益な取り扱いをすることはありません。

苦 情 対 応

苦情を受けた者

お話しは〇〇（部署）の〇〇（名前）が承りました。

<回答が必要な場合>調べまして後日担当よりお返事いたします。

各部署苦情対応委員へ口頭で報告し、速やかに『相談・苦情受付票』の（苦情内容）を記入する

委員：苦情内容を、当事者（職員・家族・利用者）より事実関係を確認し、『相談・苦情受付票』を記入

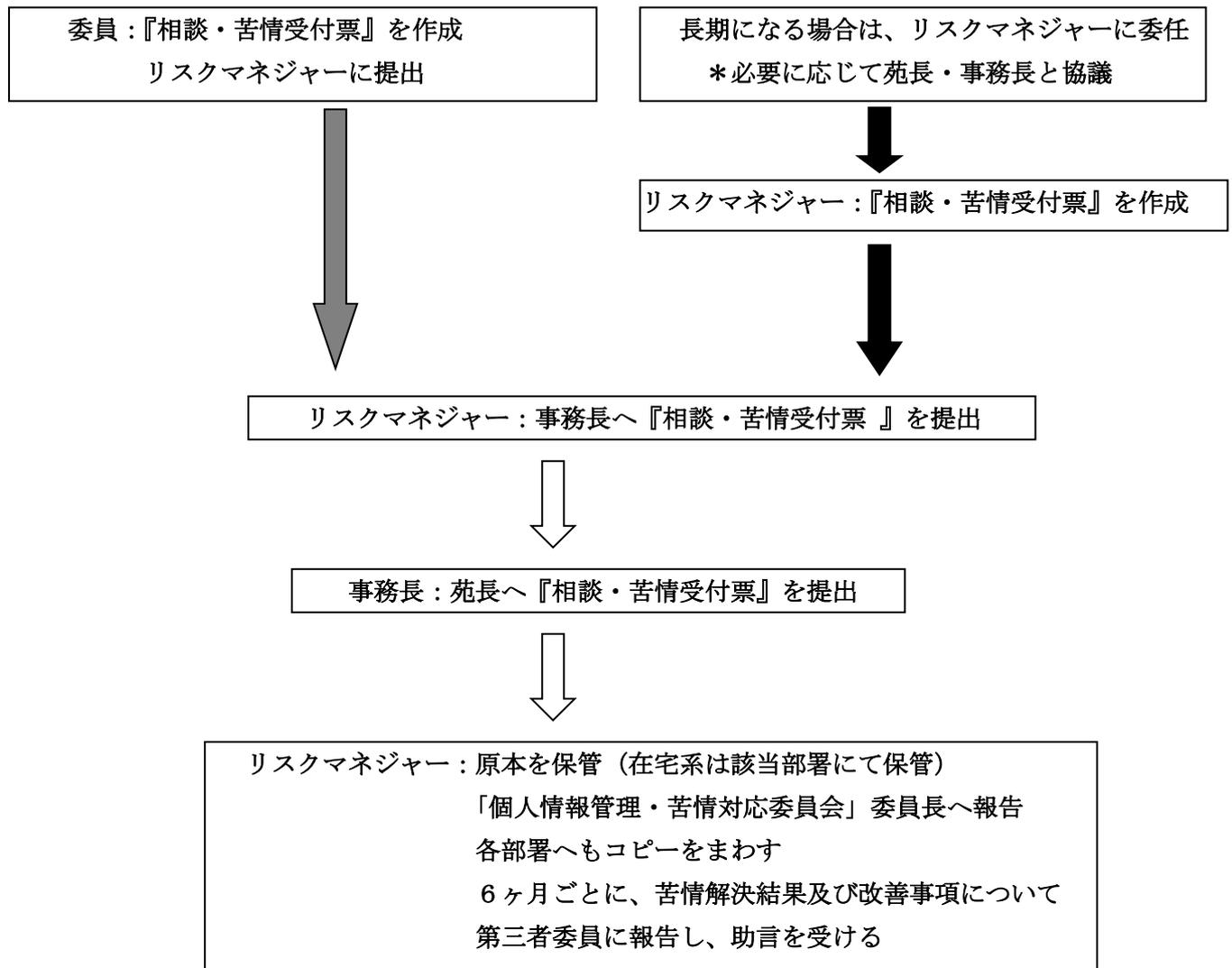
<委員で解決可能な場合>

委員：具体的方針を決め、リスクマネジャーに報告

<委員で解決困難な場合>

リスクマネジャーに報告し、具体的方針を決める

委員またはリスクマネジャー：申し立て者に説明（3日以内）
苦情を受けた者にも報告



9. 虐待の防止のための措置

事業所は、虐待の発生及び再発を防止するために、下記に掲げる措置を講じます。

- (1) 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業員に十分に周知する。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備します。
- (3) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。
- (4) 前（3）に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

事業者は、サービス提供中に、従業員又は擁護者（利用者の家族等利用者を現に擁護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

10. 第三者評価の実施状況

特になし